

③ 事業主のための給付金（両立支援等制度）

両立支援等助成金											
I. 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)		中小企業事業主のみ対象									
助成内容 必要要件	<p>男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に支給する。</p> <p>【第1種】男性労働者の出生時育児休業の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数行っている。 ・育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しにかかわる規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしている。 ・男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上の育児休業を取得する。 <p>〈代替要員加算〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性労働者の育児休業期間中に代替要員を新規雇用（派遣を含む）した場合 <p>【第2種】男性労働者の育児休業取得率上昇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1種の助成金を受給している。 ・第1種の申請をしてから3事業年度内に、男性労働者の育児休業取得率が30%以上上昇している。 ・育児休業を取得した男性労働者が、第1種申請の対象となる労働者の他に2名以上いる。 										
支給額	<table border="1"> <tr> <td>第1種</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>① 代替要員加算</td> <td>20万円 (代替要員を3人以上確保した場合には45万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">② 第2種</td> <td>1事業年度内に30%以上上昇した場合：60万円<75万円></td> </tr> <tr> <td>2事業年度内に30%以上上昇した場合：40万円<65万円></td> </tr> <tr> <td>3事業年度内に30%以上上昇した場合：20万円<35万円></td> </tr> </table>	第1種	20万円	① 代替要員加算	20万円 (代替要員を3人以上確保した場合には45万円)	② 第2種	1事業年度内に30%以上上昇した場合：60万円<75万円>	2事業年度内に30%以上上昇した場合：40万円<65万円>	3事業年度内に30%以上上昇した場合：20万円<35万円>	<p>※支給額<>内は生産性要件を満たした場合の支給額</p>	
第1種	20万円										
① 代替要員加算	20万円 (代替要員を3人以上確保した場合には45万円)										
② 第2種	1事業年度内に30%以上上昇した場合：60万円<75万円>										
	2事業年度内に30%以上上昇した場合：40万円<65万円>										
	3事業年度内に30%以上上昇した場合：20万円<35万円>										
II. 介護離職防止支援コース		中小企業事業主のみ対象									
助成内容 必要要件	<p>「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度(介護両立支援制度)の利用者が生じた場合に支給する。</p> <p>①介護休業：対象労働者が介護休業を合計5日以上取得し、復帰した場合</p> <p>②介護両立支援制度：介護のための柔軟な就労形態の制度(*)を導入し、合計20日以上利用した場合</p> <p>(*) 介護のための在宅勤務、法を上回る介護休暇、介護フレック スタイム制、介護サービス費用補助等</p> <p>③新型コロナウイルス感染症対応特例：新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために特別休暇を取得した場合</p>										
支給額	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">①介護休業</td> <td>休業取得時</td> <td>28.5万円<36万円></td> </tr> <tr> <td>職場復帰時</td> <td>28.5万円<36万円></td> </tr> <tr> <td colspan="2">②介護両立支援制度</td> <td>28.5万円<36万円></td> </tr> </table>	①介護休業	休業取得時	28.5万円<36万円>	職場復帰時	28.5万円<36万円>	②介護両立支援制度		28.5万円<36万円>		
①介護休業	休業取得時		28.5万円<36万円>								
	職場復帰時	28.5万円<36万円>									
②介護両立支援制度		28.5万円<36万円>									

	③新型コロナウイルス感染症対応特例	(労働者 1人あたり) 5日以上 10日未満 20万円 10日以上 35万円	
Ⅲ. 育児休業等支援コース (①～④は中小企業事業主)			
助成内容 必要要件	<p>育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った事業主に支給する。</p> <p>①育児取得時 ②職場復帰時：「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・復帰に取り組んだ場合</p> <p>③業務代替支援：育児休業取得者の業務を代替する労働者を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた場合</p> <p>④職場復帰後支援：法を上回る子の看護休暇制度(A)や保育サービス費用補助制度(B)を導入し、労働者が職場復帰後、6ヶ月以内に一定以上利用させた場合</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症対応特例：小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者 のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が出た場合</p>		
支給額	①育児取得時	28.5万円<36万円>	※①②各2回まで (無期雇用者・有期雇用者 各1回)
	②職場復帰時	28.5万円<36万円>	
	③業務代替支援 (1人あたり) ※10人まで	ア 新規雇用(派遣を含む)※47.5万円<60万円> イ 手当支給等※10万円<12万円> ※有期労働者加算9.5万円<12万円>	
	④職場復帰後支援	28.5万円<36万円>	A 看護休暇制度 1,000円<1,200円>×時間 B 保育サービス費用 実支出額の2/3補助
	⑤新型コロナウイルス感 染症対応特例	1人あたり5万円 ※10人まで(上限50万円)	
Ⅳ. 不妊治療両立支援コース 中小企業事業主のみ対象			
助成内容 支給要件	<p>不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度(*)を労働者が利用した場合に支給する。</p> <p>(*)不妊治療のための休暇制度(特定目的・多目的とも可)、所定外労働制限、時差出勤、短時間勤務、フレックスタイム制、テレワーク</p> <p>①環境整備、休暇の取得等</p> <p>・不妊治療と仕事との両立について労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任するとともに、不妊治療と仕事の両立のための社内ニーズの把握、利用可能な制度及び制度の利用を促進する旨の企業トップの方針の周知を行うこと</p> <p>・両立支援担当者が不妊治療を受ける労働者の相談に応じ、「不妊治療支援プラン」を策定し、プランに基づき休暇制度・両立支援制度を合計5日(回)以上労働者に取得 又は利用させたこと</p> <p>②長期休暇の加算</p> <p>休暇制度を20日以上連続して取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合</p>		
支給額	①環境整備後、休暇の取得等	28.5万円<36万円>	

	②長期休暇の加算	28.5万円<36万円>	
V. 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理による休暇取得支援コース			
助成内容 支給要件	<p>新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇制度（年次有給休暇を除く）を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計20日以上労働者に取得させた事業主に支給する。</p> <p>・対象となる労働者 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要な妊娠中の女性労働者（雇用保険被保険者に限る）</p> <p>・対象期間等 令和3年4月1日～令和5年3月31日（注） 注：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間</p>		
支給額	対象労働者1人あたり	28.5万円<36万円>	
	<p>※上記に加えて、上記の休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を5日以上労働者に取得させた事業主に対する助成金（15万円（1回限り））を設けている（労災勘定）</p>		
VI. 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金			
助成内容 支給要件	<p>令和4年1月1日～令和4年6月30日に、以下のいずれかに該当する有給休暇を取得させた場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもを保護者として行うための有給休暇 2. 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子どもの世話を保護者として行うための有給休暇 <p>・上記の有給休暇は、労働基準法第39条に定める年次有給休暇とは別の休暇(特別休暇)であること</p>		
支給額	対象労働者1人につき	対象労働者の日額換算賃金額×有給休暇の日数	
	休暇取得期間	日額上限額	申請期間
	令和4年1月1日～3月31日	1～2月：11,000円 3月：9,000円	令和4年5月31日必着
	令和4年4月1日～6月30日	9,000円	令和4年8月31日必着